

令和3年第3回府中町議会定例会

会議録(第3号)

1. 開会年月日 令和3年6月25日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和3年6月29日(火)

4. 出席議員(18名)

議長	益田芳子君	副議長	児玉利典君
1番	川上翔一郎君	2番	宮本彰君
3番	西山優君	4番	狩野雄二君
5番	坂田栄一君	6番	田中伸武君
7番	山口晃司君	8番	二見伸吾君
9番	梶川三樹夫君	10番	西友幸君
11番	寺尾光司君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	14番	齋藤昇君
16番	橋井肇君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 第35号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算(第3号)
- 4 議員提出第1号議案 府中町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 5 議員提出第2号議案 地方財政の充実・強化に関する意見書

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	齋藤哲也君

教 育 長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部 長	増 田 康 洋 君
財 務 部 長	胡 子 幸 穂 君
福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	金 光 一 隆 君
建 設 部 長	井 上 貴 文 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
総務企画部次長兼総務課長	森 本 雅 生 君
財務部次長兼財政課長	中 本 孝 弘 君
福祉保健部次長兼福祉課長	長 西 弘 子 君
建設部次長兼建築課長	川 口 正 幸 君
政策企画課長	土 井 賢 二 君
下水道課長	原 田 司 君
都市整備課長	磯 亀 智 君
教育委員会総務課長	岩 崎 雅 男 君
学校教育課長	立 花 淑 子 君
社会教育課長	山 本 進 一 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。

よって、令和3年第3回府中町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進め

ることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、17番児玉議員、18番木田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

本日は、建設関係の質問から行います。

建設関係、第1項、住宅マスタープラン強化・見直しについて、1番川上議員の質問を行います。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 皆さん、おはようございます。本日は一般質問の機会を頂き、益田議長、児玉副議長を初め、先輩、同僚議員各位に心から感謝申し上げます。

初めに、コロナウイルスという長い戦いの中、医療関係や医療の最前線で懸命に御尽力いただいている方々、町民の生活を支えていただいています皆様に敬意と感謝申し上げます。

また、ワクチン接種に伴い電話やインターネットなどつながりにくく、町民の皆様には御不便、御面倒をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。しかしながら、医療関係の皆様方や佐藤町長を初め、町職員の皆様のおかげで安全・迅速に接種できていること、心より御礼申し上げます。

それでは一般質問を始めさせていただきたいと思います。

住宅マスタープラン強化・見直しについて。

各自治体にとって早急に対応すべき重要な課題となっていることの一つに、少子高齢化があります。府中町の18歳未満の児童数は、平成24年度は9,104人でした。令和3年度現在で9,092人と、この10年間で多少の増減はあったと思いますが、大幅な減少ではなくなっていると思います。

府中町が力を入れ、町の魅力の一つとなっているものに子育て支援策があり、切れ目のない支援により、他市町と比べてみても府中町は子育てがしやすい町であることは間違いのないと思われま

す。人口維持のため、若い世代の転入増や転出減、出生率の向上を目指すこととし、広

島都市圏で一番の子育て支援、子育て世代が安心して暮らせる町の整備、ふるさととして子育てできるまちづくり、町内外に向けた町の魅力発信という4つの基本目標を定め、子育て世代が居住を選択する町を目指しているところでございます。しかしながら、今後10年、20年後には人口は減少傾向になると予想されるため、さらなる子育て支援等の強化が必要と考えます。

町は子育て世代が居住を選択する町を目指しているものの、現状は若い世代が町内に家を買って住もうと考えたとき、金額面など様々な条件で折り合いがつかず、近隣市町に居住するケースも少なくないと聞いています。地域によっては大型マンションの完成や中古住宅をリフォームして販売することで、町内居住にプラスの影響をもたらし、実際に町の南部は子どもが増加傾向であると言われております。しかし、北部では年々子どもの数が減少しており、今後も増加していく見込みもなく、そこには幾つかの原因があると思います。

原因としては、住宅の値段の問題だけではなく、災害対策の強化など様々ですが、30年前に流行した掘り込み車庫も原因の一つだと考えられます。家が建っていたら掘り込み車庫を壊すこともできず、更地であっても掘り込み車庫をリフォームするには莫大なお金がかかってしまいます。時代も変わり、自動車は一家に1台から1人1台になり、また所有する自動車もセダン車からSUVタイプといった車高の高い車が人気となり、その変化に対応していかなければ空き家が増加するおそれがあるため、住宅マスタープランの多様化、強化、見直しが必要であると考えます。

質問1、若い世代が府中町に住めず他市町に行く現状をどのように考えられているでしょうか。

2、現状の空き家状況と今後の対策は。

3、現存する山田町営住宅等の更新計画について。

以上3点をお聞きしますが、一般質問通知に記載している1の質問については、私の所属する総務文教委員会の事務分掌に関連するとのことですので、質問を取り下げさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） おはようございます。建設部長です。

1 番川上議員からの御質問、住宅マスタープラン強化・見直しについて御答弁させていただきます。

当町は、その立地環境や交通アクセスの充実による利便性を背景に、商・工・住がバランスよく発展し、コンパクトで密度の高い市街地を形成し、町の人口は昭和12年の町制施行当時に比較し約10倍に増加、5万1,000人を超えるという町に発展してまいりました。

一方で議員御指摘のとおり、全国的に人口減少・高齢化が進み、府中町におきましても例外ではございません。当町の人口ビジョンでは、このまま何もしなければ2060年には人口が4万5,000人を割り込むと推計しております。このため、昨年度策定した第2期まち・ひと・しごと総合戦略では、人口維持のため、若い世代の転入増・転出減及び出生率向上を目指すこととしております。

それでは、若い世代が府中町に住めずに他市町に行く現状をどのように考えられているのかについて御答弁させていただきます。

議員御指摘のように、府中町は住宅需要が高く、近隣市町に比べ、住宅価格が高い傾向がございます。しかしながら、住宅価格や家賃は需要と供給のバランスの影響が大きく、需要が高まれば住宅価格や家賃が上昇するという傾向にあり、それだけ府中町に住みたいと思っただけの方が多い状況にあると考えております。

このような状況の中で、府中町では子育て世代への住宅施策として、平成29年度から子育てあんしん住宅リフォーム支援事業を実施しております。また住宅取得に際しては、住宅金融支援機構の優遇金利の適用が受けられますので、府中町としても積極的に情報発信を行い、このような制度を御活用いただき、ぜひ府中町にお住まいいただけたらと考えております。

次に、現状の空き家状況と今後の対策はについて御答弁させていただきます。

府中町では、先ほど答弁させていただいたように住宅需要が高く、非常に活発に民間活力が働いている状況でございます。このため空き家特別措置法の特定空き家に規定されるような、長期間放置され危険な状態の空き家は、現在はございません。

府中町の空き家数につきましては、総務省統計局が行った平成30年度住宅統計調査で、空き家は2,360戸で、空き家率は9.9%、広島県内平均の15.1%を大きく下回り、県内で最も低い空き家率となっております。

なお、この推計値につきましては、賃貸用や売却用で一時的に空き家となっている

ものが含まれております。それらを除く住宅の空き家は720戸と推計されております。

なお、この住宅統計調査は実際の数とは異なり、実際に空き家調査を行った近隣自治体の結果から予測いたしますと、府中町の不適正管理空き家戸数は50戸から60戸程度と考えております。長期間放置された場合は、近隣に影響を及ぼす空き家となる可能性も出てくると考えております。

今後につきましては、引き続き、近隣住民からの相談等により現地のほうを調査させていただき、所有者に対し、適正な管理をお願いするとともに、実際の空き家数を把握するための調査を行うことも検討していきたいと考えております。

続きまして、現存する山田町営住宅等の更新計画について御答弁させていただきます。

町営住宅長寿命化計画では、町営住宅を100戸確保することとなっておりますが、4団地が募集停止となっておりますので、今後、入居戸数が減少することが予想され、町営住宅の再編や更新が必要と考えております。具体的な計画につきましては、今後まちづくりを進めていく上で、山田町営住宅、五反田町営住宅の更新を含め、第5次総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問、ございますか。

1 番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 1番川上です。答弁ありがとうございます。

それでは2回目の質問なんですけれども、答弁のほうで子育て世代の住宅に関して、子育てあんしん住宅リフォーム支援事業を行っているかと答弁いただきましたが、現時点までの実績を教えてください。

2つ目ですけれども、現時点での町営住宅の部屋数と空き状況、入居数を教えてください。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建築課長兼職次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君） 建築課長兼職次長です。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、子育てあんしん住宅リフォーム支援事業の現時点までの実績についてですが、子育てあんしん住宅リフォーム支援事業は平成29年度に開始し、本年度が5年目となっております。平成29年度から本年度までの実績は10件です。

各年度の実績といたしましては、平成29年度は申請がなく、実績がありませんでした。初年度ということで、要綱策定等の関係で募集期間が短くなってしまったことや、周知が不足していたことが原因と考えられましたので、翌年度は町内リフォーム事業者にPRするなどさせていただきまして、平成30年度は3件となりました。続く令和元年度及び令和2年度はそれぞれ2件で、本年度、令和3年度につきましては、既に予定件数の3件に達している状況です。

リフォームの内容につきましては、壁クロスの張替えや浴室の改修など内部の改修が4件で、外壁や屋根など、外部の改修が6件となっております。

2つ目の現時点での町営住宅の部屋数と空き状況、入居数につきましては、現在当町で管理している町営住宅は6団地、117戸ございます。空き室は21戸、空き室率は17.9%、入居数は96戸となっております。

内訳といたしましては、継続して入居者の募集を行っております青崎東住宅と本町住宅の2団地は、管理戸数が56戸で空き室はございません。残る山田ブロック住宅、鶴江ブロック住宅、五反田住宅及び桃山住宅の4団地につきましては、耐用年数を大幅に経過している上、耐震性も低いことから、新たな募集は行っておらず、管理戸数61戸に対しまして空き室は21戸、33.4%の空き室率です。入居数は40戸となっております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

1 番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 1番川上です。ありがとうございます。

1つ目ですが、1回目の答弁でも頂きましたが、広島県で空き家把握のための調査を行っております。一応こちら資料なんですけれども、府中町だけがその空き家把握の調査を行っていません。しっかりと現状把握をするためにも、一度調査を行っていただきたいと思います。

2つ目は、家の購入費など財産に対しての支援は難しいと考えます。しかしながら、今までは町が保有する土地を売却する際に、入札など条件なく行われていますが、今

後は町営住宅を含め、町が保有する土地の売却は、町独自で子育てする世代に少しでも安く土地を提供し、1人でも多くの方に住み続けていただくために、そして少しでも減少を抑えるために、子育て支援の強化と、新たな取組として第5次総合計画や住宅マスタープランに盛り込んでいただきたいと思います。

以上2点要望させていただき、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、住宅マスタープラン強化・見直しについて、1番川上議員の質問を終わります。

続いて建設関係、第2項、災害復旧・対策工事の進捗状況と国土強靱化について、11番寺尾議員の質問を行います。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。11番寺尾です。

一般質問です。災害復旧・対策工事の進捗状況と国土強靱化についてお伺いをいたします。

平成30年7月6日、10日の豪雨災害から間もなく3年となります。土砂災害、浸水害により多数の家屋や公共施設が被災しましたが、以来地域の人々を初め、多くの方々によって復旧、復興が進められてまいりました。国や県などの関係機関と一緒にになりまして、町としてもハード、ソフトにわたり様々な取組を進め、現在に至りほぼ日常が戻ってきたのではないかと考えております。

今年3月の下旬には、瀬戸ハイム地区で県事業による治山堰堤、治山ダムの増強工事が完成をし、地元の町内会の皆さんによる説明会が行われました。あいにくの雨、雨天の中でしたが、多くの地域住民の方々の参加がありました。非常に関心の高さがうかがえたと思っております。

被災から3年を経過し、公共施設の本格復旧が計画的に進み、ほぼ完了しておりますが、一部に工事中や未着手といった場所もあります。また現在も閉鎖中のところや、一部に不安な場所もあります。

災害復旧対策工事の進捗状況と、災害に対するハード面での強靱な地域づくりに向けての取組について、以下の3項目についてお伺いをいたします。

1つ目が、町・県の災害復旧対策工事の進捗状況と今後の見通しはどのようになっているのですか、お伺いをいたします。利用制限されている公共施設の再開のめどは

いつ頃になるでしょうか。特に工事が未着手の部分の今後の予定と、砂防工事などにより閉鎖されている水分峽の公園と呉娑々宇の林道の利用開始、一般開放はいつ頃になるか教えていただきたいと思います。

2つ目が、災害に対するハード面での強靱化を進めるためには、洪水・浸水対策施設の改修というのが必須でございます。その進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

特にこのたびの災害で土砂によるせき止めで越水被害が生じました、また護岸も大変老朽化しております榎川の改修は今後進むのかどうか、お伺いをしたいと思います。

3つ目、災害に対する備えとして、道路、河川、砂防・治山堰堤などの公共施設の日常の維持管理、点検補修が不可欠でございます。その取組はどのようになっているかお伺いをいたします。特に維持で気になりますのが、県管理ではありますが、榎川の寺山橋の付近や八幡川の堆積土砂でございます。その撤去について情報はるか、お教えを頂きたいと思います。

質問は以上です。御答弁のほどよろしくお伺いをいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

1 1番寺尾議員からの御質問、平成30年7月豪雨に係る災害復旧対策工事の進捗状況と国土強靱化について御答弁させていただきます。

平成30年の7月豪雨災害では、議員御指摘のとおり、本町においても道路、河川護岸の崩落や土石流、がけ崩れにより、公共施設や民有地に多くの被害が発生し、また7月10日に発生した榎川の氾濫により、寺山橋付近から大量の土砂が、本町、山田地区に流出し、甚大な被害が生じました。

本災害により公共交通機関や町内外の道路ネットワークは麻痺いたしましたが、町内においても道路を通行止めとする路線も多く発生し、町民の皆様やボランティア、町内業者の皆様の御協力の下おおむね復旧することができ、深く感謝をいたしております。

平成30年7月豪雨災害から間もなく3年がたちますが、令和2年7月の豪雨災害も激甚災害に指定されるなど、全国で見ますと毎年のように自然災害が発生し、想定を超える事態が常に起こり得ることを認識した上で、ハード面では強靱化を図り、ま

たソフト面では、町民皆様の避難行動や行政の初動対応などについても力を入れていく必要がございます。

本町では国土強靱化基本法に基づき、令和3年3月に府中町国土強靱化地域計画を策定し、大規模自然災害等のリスクを減らすための防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的に実施し、強靱な地域づくりを進めるため、基本目標として1つ、人命の保護が最大限図られること。2つ、町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。3つ、町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。4つ、迅速な復旧・復興の4項目を掲げ、強靱化に係るハード・ソフト面の各施策に取り組んでいきたいと考えております。

それでは1つ目の御質問、町・県の災害復旧対策工事の進捗状況と今後の見通しは、利用制限している公共施設の再開のめどはについて御答弁させていただきます。

平成30年7月豪雨災害では、西日本を中心に、過去にないほど大きな被害が生まれました。広島県では平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プランの下、災害復旧を進め、将来に向けたインフラの強靱化や防災対策を支える人の創生など、創造的復興による新たな広島県づくりを進めておりますが、広島県の公共土木施設などの復旧・復興状況は、コンサルタントや施工業者不足、行政の技術職員不足などの理由により、県内公共土木施設の被災箇所数約5,800か所のうち、令和3年4月末の完成は約4,000か所と、70%となっております。

また、本町の平成30年7月豪雨に係る復旧工事は、榎川護岸復旧等の土木施設で31か所、林道呉娑々宇線の林道で23か所、水分峡森林公園等の公園で9か所、民有地等の崩壊したのり面で5か所、計68か所のうち、公共土木施設など58か所は完了しており、進捗率は85%です。なお事業費ベースにしますと、全体事業費約10億800万円のうち、9億7,800万円の事業が完了しており、執行率は約97%となっております。

残る災害復旧箇所は林道呉娑々宇線の10か所となっておりますが、既に工事着手しており、災害査定の対象とならない林道の復旧整備を含めて年度内に完了させ、令和4年4月には一般開放する予定でございます。

また、令和2年の豪雨災害により被災し、復旧工事を進めております水分峡森林公園内の水分峡森林公園憩いの森広場災害復旧工事と、石ころび池土砂撤去工事につきましては、両工事とも7月、来月には工事を完了する予定であり、水分峡森林公園の

利用開始は、キャンプ場までの区域について、8月頃に開放する予定でございます。

次に、広島県事業の工事進捗についてでございます。

県事業の災害復旧工事は、榎川護岸復旧が6か所、東海田広島線ののり面復旧が5か所、水分峡森林公園内の草摺の滝上流の砂防堰堤復旧が1か所の、計12か所ございます。

進捗の状況ですが、榎川護岸の6か所のうち3か所が完了、2か所が工事施工中で、1か所が工事発注準備中でございます。施工中の工事は年内完了、発注準備中の工事は、非洪水期である10月頃に発注する予定と聞いております。

東海田広島線の道路のり面復旧は工事施工中で、今年8月に工事完了する予定です。

最後に、草摺の滝上流の砂防堰堤復旧は工事施工中で、12月に工事を完了する予定でございます。

続きまして、広島県の災害関連事業です。

砂防関連の堰堤等整備が6か所、治山関連の堰堤整備が2か所、府中大川のしゅんせつ1か所の計9か所ございます。

進捗の状況ですが、砂防施設の整備6か所のうち1か所が工事施工中で、今年11月に完成予定で、残る5か所については詳細設計に着手をしておられます。

続いて治山堰堤ですが、2か所のうち1か所は3月に完了しており、残る1か所は今年度詳細設計に着手する予定と聞いております。

最後に府中大川のしゅんせつですが、今年度は府中大川と榎川が合流する地点から下流のしゅんせつを行う予定でございます。

続けて、議員2つ目の御質問、災害に対する強靱化を進めるには洪水、浸水対策施設の改修が必須だが、その進捗状況はについて御答弁いたします。

洪水、浸水対策として榎川の河川改修は、議員御指摘のとおり、本町においても強靱化を図っていく上で重要であると認識をしております。榎川は広島県の太田川水系、太田川下流ブロック河川整備計画に基づき、河川管理者である広島県で、府中大川合流地点から上流に1.4キロメートルの河川改修を進める計画となっており、平成22年度からこれまでに、約180メートルの整備を行っていただいているところでございます。令和元年度、2年度におきましては、入札が不調となり整備が進んでいませんが、令和3年度は約28メートルの整備を行う予定と聞いております。

3つ目の御質問、災害に対する備えとして、道路、河川、砂防・治山堰堤など公共

施設の日常の維持管理、点検補修が不可欠だが、その取組はどうなっていますかについて答弁いたします。

国土強靱化を進め、強靱化計画の基本目標で掲げております町民の財産、公共施設に係る被害の最小化を図っていくためには、公共施設の日常の点検、修繕、補修など、適正な維持管理は必要不可欠と考えております。

広島県におきましては、河川や堰堤など公共施設の定期的な点検と緊急的な修繕、また施設の長寿命化工事など、計画的に実施されております。

府中町においても道路など、公共施設の日常的な点検と補修や、舗装や橋梁など計画的に修繕工事を進めております。また雨や台風等の状況に応じて、スクリーンや危険箇所の点検を行い、災害のリスク低減に努めております。

また併せて、議員御指摘の寺山橋下や八幡川の堆積土砂の撤去についてですが、広島県では令和3年3月に河川内の堆積土等除却計画2021を策定し、管理基準に基づき計画的に河川のしゅんせつを進めるものとしておられます。

榎川及び八幡川は河川断面内の堆積土面積の割合である阻害率等から、堆積土等除却計画には入っておりませんが、本計画に基づき阻害率がおおむね20%以上となり、緊急的な対策が必要となった場合は優先的に対応するとの方針を、河川管理者である広島県に確認をさせていただいております。

最後に、災害復旧の復旧・復興の一層の促進を図り、公共施設の適正な維持管理及び強靱化に向けて広島県としっかり連携を取り、災害に強い安心・安全なまちづくりを構築してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

1点目の災害復旧の工事の進捗状況ということでございますが、町の工事の復旧は事業費ベースで執行率97%で、あとは林道部分が残っているということでございました。

呉娑々宇林道の一般開放は来年の4月、水分峡の森林公園は豪雨災害の、昨年の豪雨災害の復旧工事中ということもありまして、現在は堰堤までの利用ですが、この

8月頃までにはキャンプ場までの利用開放になるということでございます。

また昨日の一般質問の中で、たしか水分峡の森林公園全体の一般開放は、県の砂防堰堤の復旧工事などもありまして来年4月に一般開放されると伺いましたが、そういうことでよろしいでしょうか。ちょっと確認をお願いいたします。

それと水分峡の関係で、砂防施設であります水分峡の大堰堤には、現在多量の土砂が堆積をしております。以前の景観から比べると、程遠い状況だと思っております。周辺は溪谷を生かした自然豊かなキャンプ場であり、また砂防堰堤としての役目を高めるためにも、ぜひこの堆積した土砂を搬出することが必要だと思います。ぜひ水面を復活させていただきたいと思いますが、そういった搬出計画はどうなっているかお伺いをいたします。

次に県の災害復旧事業の関係ですが、12か所のうち1か所を除き、完成または施工中ということでございます。未着手の1か所というのは、多分役場前の榎川の護岸の復旧工事のことだと思いますが、この部分につきましては被災以来土のう積みの状況が長く続いております。今年の10月頃の発注ということもございますが、それまでの間、維持管理、点検に回るようしっかりしていただきたいと思っております。工事が遅れている原因が分かれば教えていただきたいと思っております。

次に、県の災害関連事業ということで、未整備なのが瀬戸ハイム、山田、八幡の砂防堰堤の5か所と、水分の治山堰堤1か所の、計6か所の堰堤の新設工事が、この6か所とも今年度詳細設計が行われるということございました。これらの堰堤は、再度の災害工事のために必要な施設の新設ということもございます。早期整備が望まれております。工事の完成はいつ頃になるかお教えをいただきたいと思っております。

質問の2項目めになります。洪水・浸水対策の榎川の改修の問題でございます。

町内の1級河川のうち唯一未整備となっております、過去数十年にわたり町の主要事業として県に事業要望をしてきた経緯がございます。長年の懸案事業でもあります。答弁されましたように、県では河川整備計画が策定され、改修に着手していただいております。1,400メートル、1.4キロの改修予定区間のうち、これまでの整備区間が延長で180メートル、今年が28メートルの予定ということで、合計で208メートル、10年をかけて計画延長の約15%ということで、なかなか進んでいないというのが実態でございます。

今回の災害におきまして、越水の被害が生じた河川でもございます。大変護岸も老

朽化しております。県におかれましては、今回災害関連事業として、治山とか砂防の施設については新設事業を順次進めていただいておりますが、この河川洪水対策施設についてはなかなか進展がないということでございます。

答弁のありました府中町国土強靱化地域計画におきましても、直接死を最大限防ぐため、市街地の浸水被害を防止する今後の施策として、広島県に対し河川改修等の早期実施を継続して要望していくとも記載をされております。町として整備促進のため、具体的にはどのように取り組んでいこうとされているのかお教えてください。

質問の3点目の、公共施設の維持管理の問題でございます。

点検補修につきましては、県・町とともに計画を進めているとのことでございます。計画的に進めているということでございます。引き続き住民の安心・安全な生活を守る、生活環境の維持向上を図るという視点を持って進めていただきたいと思います。

県事業ではございますが、昨年、一昨年と府中大川のしゅんせつ、土砂堆積の撤去が行われました。大変きれいになり、さっぱりとした河川空間となっております。河川の流下能力が確保、維持、向上されたと思います。

一方で榎川と八幡川の下流部においては、石や土砂の堆積、雑草、アシ等が生い茂っている状況でございます。県の基準では、河川断面内の堆積土砂の割合、阻害率がおおむね20%以上となったら優先的に対応するとのことですが、八幡川のアシ、大通地区の消防署の横の部分になりますけれど、ここのアシは河川空間のほとんどを占めている状況だと思います。こういったこの雑草というか、草ですね、これについては流れの阻害要因には当たらないのかどうかというのをちょっと教えてください。

また、榎川の寺山橋の部分についても、やはり河川の勾配が変わる部分でもありまして、この地点が若干やはり土砂が残っているというのが見られます。しっかり堆積土砂の点検をお願いしたいと思います。

加えて権限委譲の関係で、これは私のほうからの提案でございますが、1級河川のうち指定区間については広島県の事務でございますが、県予算で対応されるべきものでございますが、小規模な維持とか補修、草刈り、しゅんせつなど日常的なものについては地域の実情に詳しい町の判断で行ったほうが、迅速かつ効率的に実施できるのではないのでしょうか。

県道につきましては権限委譲ということで、町の事務として行われ、迅速な対応ができていくというふうに思います。八幡川、榎川については町域内で水系が完結する

河川でございますので、維持補修の部分につきまして県道と同様に県から権限と予算の委譲を受けて、町の判断で実施するというような方法を検討することができないかどうかということについて、ちょっと考え方をお知らせください。

以上が2回目の質問です。よろしく御答弁のほうをお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（礪亀 智君） 都市整備課長でございます。

1 1番寺尾議員からの2回目の御質問について、2項目めの府中町国土強靱化地域計画に係る県への要望活動と取組についてを除いて、順に私のほうから答弁いたします。

まず災害復旧工事の進捗状況に伴い、水分峡森林公園の全体の一般開放の時期についてでございますが、広島県のほうで森林公園内、憩いの森広場北側の治山施設について、配水管等のしゅんせつと修繕工事を実施する予定であり、利用者の安全を考慮し、全体の一般開放につきましては令和4年の4月からを予定している状況でございます。

次に、同じく水分峡森林公園内の水分峡大堰堤の堆積土砂の除却についてでございますが、管理者である広島県に確認いたしたところ、本堰堤は土砂が堆積することによって上流部の溪流の勾配が緩くなり、それにより水や土石流の速度が遅くなることによって、砂防堰堤としての効果を発揮するものであり、現在の状況は異常堆積している状況ではないとのことございました。

続いて、県が整備を行う役場前榎川護岸の老朽対応箇所についてでございますが、当該箇所は災害復旧事業ではなく河川改修事業により実施するものとなっております。議員御指摘の工事が遅れている原因でございますが、先ほど建設部長が答弁したとおり、豪雨災害発生後、県下において施工業者不足により、工事の入札について不調、不落が多く発生しております。当該箇所の工事につきましても不調が続き、整備が遅れている状況でございます。

その間工事が完了するまでの応急対応箇所の維持管理、点検につきましては、本町も協力の上、広島県のほうでしっかり行っていただくよう強く要望しているところでございます。

次に、県の災害関連事業として整備を計画しております砂防堰堤等施設6か所と、

治山堰堤の2か所のうち、工事未着手となっている砂防堰堤等施設5か所、治山堰堤施設1か所については、その整備予定ですが、激甚災害対策特別緊急事業、これは通常激特事業と申しますが、この事業により令和4年度までの計画で進められております。

続けて3項目め以降の維持管理についてですけれども、八幡川のアシにつきましては、県の見解は、大雨時にはアシが倒れるため、流れの阻害要因にはならないとのことです。榎川につきましては、寺山橋の下流も含め県のほうで定期的に点検をさせていただいており、基本的には県の判断によりしゅんせつ等、修繕等で対応していただいております。

関連いたしまして、榎川、八幡川の維持修繕について、県道と同様に権限委譲を受けて、町の判断により維持管理できないかという御質問についてですけれども、現在広島県は、国が指定し県が管理しております1級河川の維持管理につきましては、権限は委譲しておらず、市町の区域内で水系が完結する2級河川につきましては、その維持修繕について権限を委譲している状況でございます。

榎川、八幡川につきましては1級河川でございますので、権限委譲の対象とはならないため、町職員によるパトロール時に異常を発見した場合や、また地元住民の皆様から情報提供等がございましたら、速やかに県に報告し、現地を確認していただき、県のほうで適正に管理していただきたいと考えております。

私からの2回目の答弁は以上でございます。

○議長（益田芳子君） 政策企画課長。

○政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長です。

私のほうから、府中町国土強靱化地域計画に係る県への要望等取組について御答弁させていただきます。

府中町国土強靱化地域計画に記載のある、広島県に対し河川改修等早期実現を継続して要望していくとの記載に対する町としての具体的な今後の取組について、これまで町といたしましては、平成24年度以降、コロナ禍を除き毎年県の施策、予算に関する提案書を町長が県の幹部へ提示の上、要望を執り行う取組を行っております。

その中で、榎川河川改修事業の促進については欠かさず提案事項として取り上げており、榎川河川改修事業の継続及び早期整備の完了を要望させていただいております。今後もこのような取組を継続していきたいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問、ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 3回目の質問です。

砂防施設の水分峡の大堰堤の現状の堆積土砂については、異常堆積している状況ではないという県の判断だということですが、ではどの程度になれば堆積が異常になるのかという、その判断基準がどういったものであるかお教えをいただきたいと思います。砂防堰堤としての機能向上、また水分峡の公園ということで景観の向上の視点からも、ぜひ早急にしゅんせつされるよう努力していただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それと八幡川の生い茂っているアシは、流れの阻害要因にはならないということでした。県の判断に従うしかありませんが、町としてもその時々状況をしっかり把握して、県への情報提供に努めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、国土強靱化に関する県への提案、要望活動です。特に榎川の改修ですが、なかなか進んではいないという状況でございます。できれば実際に提案活動、要望活動をされている、また今回の災害を踏まえて実際に要望活動もされた町長の思いをお聞かせ願ひたいと思います。県でどのような状況なのか、分かる範囲で、私たちに伝えられる範囲内でよろしいですので、お教えいただきたいと思います。

いつもの提案活動に加えて、さらに前進させる方法はないかと思ひます。以前、私の経験で言うと、町長と議長が連名で県などに要望活動をしたという時期もあったというふうに覚えております。そういった町議会と一体になって取り組んでいくということも考えられるのではないかと思ひます。できれば議会としても取り組んだらどうかと思ひております。

さて、災害からの復興・復旧の残工事は、年度内に災害関連工事も令和4年度までの計画で進んでいるとのことでございます。ハード面での国土の強靱化、道路、河川、砂防、治山などの公共施設は町を支え、町民の生命・財産を守る非常に大切な施設でございます。身近なものは町、広域的なものは県という役割分担で進められていますが、災害からの復旧・復興、安心・安全の維持向上という目的は同じですので、ぜひ相互理解、協力・連携して地域の強靱化にぜひ努めていただきたいと思ひます。

質問は以上でございます。

異常堆積の基準と県への提案活動についての町長の感想、思いについて答弁をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。

寺尾議員からの3回目の御質問のうち、水分峡大堰堤の異常堆積の基準について、私のほうから答弁いたします。

堰堤の構造上、上部の中心部に一段下がった水通しという箇所がございます。異常堆積は、この一段低くなった水通しの天端より上に土砂や流木などが堆積した状況を言います。大堰堤には監視カメラもつけておりますので、町のほうで異常堆積等発見した場合には速やかに県のほうに報告し、適時対処していただきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 町長です。毎年榎川の河川改修事業につきましては、町の多くの要望事項の中の重点項目として要望させていただいております。少しずつではございますけれども、平成22年度から毎年度整備していただいておりますということもございますけれども、先ほど議員のほうから御指摘があったように、計画延長は1,400メートルなんですけれども、なかなか進んでいないというのが実情でございます。

加えて今年、この3年間ですけれども、2年間、3年間ですけど、建設部長が答弁いたしましたように、改修工事につきまして令和元年度と2年度については入札が不調に終わったということで、2年間が特段の事業の進展が進まなかったと。役場の前が進んでいないということで非常に不評だったんですけれども、今年、先般も西部建設事務所の所長が来られまして、今年は万全の体制で進めたいという決意も頂いたところでございます。

非洪水期にしか工事ができませんので、今年度の工事着手は、入札が成立しても秋頃となりますけれども、契約が成立していることを事業が進むことを期待していると

いうことでございます。

この河川整備計画に位置づけられておりまして、10年で先ほども言いましたように、議員の御指摘のように15%の進捗ということで、非常に残念な思いをしております。私も町長就任以来、毎年県のほうに出向きまして要望するわけですが、この榎川の流域につきましては町の中心拠点でありまして、行政、商業の中心地であるということ、非常に重要な河川であるということで、同時に過去この榎川は大洪水があったということで、多くの犠牲を出しておると。水害記念碑も建っておるわけでございます。そういったこともしっかり訴えておるところでございます。加えて平成30年には、7月豪雨災害で緊急に事業を進める必要があるということをお願いしております。

ただ、この事業は1,400メートルの改修計画には乗りましたけれども、当初から国費の事業ではなくて、単県事業と位置づけられております。したがって資金的になかなか県がどんと資金を投入して工事を進めるということにはなっていないということでございまして、そういう中で、県としては最大限の努力をされているというふうなことを感じております。

このため河川事業だけではなくて、いろんな事業の在り方、選択をする。例えば茂陰変電所線であるとか、それから河川の歩道の改修事業と、そういった事業と引つけて、あるいはそういうふうな事業でもって物事を進めていくという手法を、町の職員、それと県の職員さんも両方でいろいろ研究を進めていると。実現するかどうかは分かりませんが、そういったことも視野に入れながら、できるだけ前に進むように努力していているということでございます。

それと、この要望につきましては町が単独で県のほうに要望するだけではなくて、広島県町村会、あるいは広島県中央地域振興対策協議会、こういった組織があるわけですが、町村会は分かりますね。それと中央振興協議会というのは呉、竹原、三原、東広島、江田島、そして安芸郡3町、それと大崎上島町ですか、そういった広域の市町村が協議会をつくっているわけですが、そこでそれぞれの課題を県のほうに提出をして、事業進捗するように働きをかけております。そういった他市町村との連携による組織的な要望も行っておるところでございます。

以上の取組について今後とも継続して、粘り強く進めてまいりたいと思います。また議員がおっしゃられましたが、町と議会とともに取り組むということも効果的なこ

ともあろうかと思えます。その際にはよろしくお願ひしたいなというふうに思えます。

以上、私の答弁といたします。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、災害復旧・対策工事の進捗状況と国土強靱化について、11番寺尾議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

ここで休憩をいたします。

再開は10時40分からといたします。休憩。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時40分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 続いて、建設関係第3項、府中町のまちづくりと立地適正化計画について、8番二見議員の質問を行います。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。

府中町のまちづくりと立地適正化計画について質問をいたします。

立地適正化計画とは耳慣れない言葉ですけれども、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられ、その目的はコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることにある、このように言われております。

立地適正化計画制度は、2014年の都市再生特別措置法改正によって新たに創設されたものですけれども、序文は計画を作成することができるとなっておりますので、作成は義務ではありません。しかしこの立地適正化計画とそれに基づくコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現は、国土形成計画の柱であり、無視することはできないでしょう。

今年4月1日現在、全国で581都市が立地適正化計画について具体的な取組をし、そのうち383都市が計画を作成し、公表しています。全国1,535市町の中で4割弱が作成済みか作成中ということになります。

県内では、既に作成し公表しているのが、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、

府中市、東広島市、廿日市市の8市、取組の途上にあるのが尾道市、庄原市、大竹市、海田町の4市町、合計12市町が作成済み、ないし作成途上にあります。

2016年に作成された府中町都市計画マスタープランにおいても、立地適正化計画並びに集約型都市構造、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのことですけれども、これへの転換・再編について触れられており、当町も作成に向けて準備中と伺っています。

2013年10月、国交省は新たな国土のグランドデザイン構築に関する有識者懇談会を立ち上げ、翌年7月、国土のグランドデザイン2050、対流促進型国土の形成、これを取りまとめました。その2か月前、5月に日本創生会議が、ストップ少子化・地方元気戦略、通称増田レポートというふうに呼ばれていますけれども、これを発表いたしました。若年女性人口が2040年に5割以上減少する市町村を消滅可能性都市とし、896自治体、全体の約5割、そのうち人口1万未満は523、全体の3割弱に上り、より消滅の可能性が高いと、このように結論づけました。

増田氏は、著書「地方消滅」において、次のように述べています。

日本の人口は確実に減少する。日本全体の人口が増加していた時期のように、全ての市区町村が人口を増やすことはもはや不可能である。むしろ全ての市区町村が人口を減らすと考えたほうがよい。そんな中で、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどう維持していくのか、道路や橋梁、公民館といったインフラをどう補修していくのか、地域の産業や雇用をどう開発していくのかなど、多くの課題に取り組む必要があります。

もともと合意があったのか、期せずして一致したのかは分かりませんが、グランドデザイン2050もまた急激な人口減少にどう取り組むのかを主題として取りまとめられ、結論的にも増田氏とほぼ同様の見解を示しております。

グランドデザイン2050は「はじめに」において、日本は2つの大きな危機に直面していると述べ、次のように続けます。

1つは、急速に進む人口減少である。特に人口減少の著しい地方部では、地域が維持できなくなり、消滅する自治体が数多く発生するという指摘がある。一方で東京を初めとする大都市では、出生率が低い状況が続いており、このまま推移すれば人口は限りなくゼロに近づいていき、社会全体の維持可能性が失われてしまう。

もう一つは、巨大災害の切迫である。東日本大震災の発生により、我々は我が国

土の脆弱性を再認識することになった。その国土に首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の巨大災害の切迫が指摘されている。この2つの危機に対する処方箋として打ち出されているのが、コンパクト・プラス・ネットワークであります。

人口減少、高齢化、厳しい財政状況、エネルギー、環境等、我が国は様々な制約に直面している。今後ますます厳しくなっていく、これから制約下においても、国民の安全・安心を確保し、社会経済の活力を維持増進していくためには、限られたインプットからできるだけ多くのアウトプットを生み出すことが求められている。その鍵は地域構造をコンパクト・プラス・ネットワークという考え方でつくり上げ、国全体の生産性を高めていくことにあると。

ここに述べられていますように、目的は国全体の生産性を高めていくことにあり、住民にとって暮らしやすいまちづくりではありません。2014年8月、このコンパクトシティ・プラス・ネットワークを実現するために、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の策定が進められていきます。立地適正化計画の最大のポイントは、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定することにあります。

居住誘導区域とは、強制ではないものの、ここに住まわれたらどうですかと誘導する地域であり、都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する地域であります。現在の市街化区域を絞り込んで、中心に都市機能誘導区域を設定し、その周りに居住誘導区域を設定する。居住誘導区域が想定される区域として、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域が挙げられており、このとおりであれば府中町の市街化区域は全て該当すると思いますが、現在の市街化区域全域をそのまま居住誘導区域に設定すべきでないというのが国交省の方針であり、人の住むところを今より狭くしないといけない。今人が住んでいるところでも、居住誘導区域に指定されなければ、いずれ住むことができなくなるということでもあります。

グランドデザイン2050が想定している急激な人口減少とは、次のようなものがあります。

我が国は2008年をピークに人口減少局面に入った。合計特殊出生率はここ数年若干持ち直しているものの、1.43と低水準であり、2050年には人口が1億人を割り込み、約9,700万人になると推定されている。このまま行けば、現在の人口1億2,563万人が2割以上減るということでもあります。

しかも全国均等に減るわけではないと。日本の国土を縦横1キロメートルのメッシュに分割して推計すると、現在人が住んでいる地域の約6割で人口が半減以下になり、その3分の1で人が住まなくなる。

実際にそのようになるというふうには思いませんが、国交省はそう言っているわけでありまして。そして人口が半分以下になるような事態に対応するために、グランドデザイン2050や処方箋としてのコンパクトシティ・プラス・ネットワークが考えられているわけでありまして。

しかし府中町はどうでしょうか。面積僅か10平方キロメートル、半分近くが山林で、都市的地域を表す人口集中地区の面積は5.6平方キロメートル、人口密度は1平方キロ当たり9,000人で、札幌市、仙台市、名古屋市よりもその密度は高く、福岡市と同じぐらいであります。

先日国勢調査の速報値が発表されましたけれども、人口5万1,193人、2万1,673世帯です。大きなマンションが3つできましたけれども、マンションだけではなく一戸建てや数戸から十数戸の集合住宅が次々建設されています。

社人研、国立社会保障人口問題研究所の推計でも、2045年の人口は4万7,643人で、2000年との比較で6%減、2020年との比較でも7%減であります。人口が6割、7割も減ると推計された自治体もある中、僅かしか府中町は人口が減らないわけでありまして。

第4次総合計画において、2025年までに5万3,000人にしようという目標を掲げて、町は努力もしているわけでありまして。町域が狭く人口が多く、人口密度が高い。将来的にもあまり人口が減らない、増やそうと努力をしている、それが府中町であります。そういう府中町が急激な人口減少を前提にした立地適正化計画、具体的には市街化地域の縮小を進めていくことは現実的でなく、無理があると思います。

そこで伺います。既に十分にコンパクトな府中町に立地適正化計画はそぐわないと思いますが、この計画をつくるメリットはどのような点にあるのでしょうか。

次に、コンパクトシティの誘導の手法について伺います。

先ほど、立地適正化計画の最大のポイントは居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定することにあると、このように申しました。現在の市街化区域の中にこの2つの区域を設定する、どこかで線を引き、線の内側は引き続き住むことのできる地域で、その外側はいずれ出ていってもらおう地域にしなければなりません。この線引きは一般的

にもなかなか難しいと思われませんが、町域が狭く住宅が密集している府中町では、至難の業ではないでしょうか。協議がまとまらない可能性が高いですし、まとまるとしても、相当長い時間がかかるのではないかと思います。

そして区域を設定することができたら、そこへ居住と都市機能を誘導するということとなります。居住誘導区域、都市機能誘導区域という名前が示すとおり、立地適正化計画に基づく移転は強制ではありません。インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進していくのだと、このように国交省は言います。

インセンティブを講じるとは、とどのつまりお金を出し、手厚い財政措置によって転居を促すということなんでしょう。時間をかけながらとありますが、どの程度の期間なのか。居住の誘導は短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきである。このことから、1つの将来像としておおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要であると、このように説明をしております。

鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域と、都市機能が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域などに都市機能誘導区域を設定し、そこに病院、診療所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター、幼稚園や保育所、小・中学校、役場、図書館や博物館などの公共施設、スーパーマーケットなどを誘導し、集約をしていく。都市機能誘導区域とその周囲に設定された居住誘導区域は、便利で暮らしやすくなるけれども、居住誘導区域に指定されなかった地域は徐々に、あるいは急速に不便で暮らしにくくなっていくわけであります。

インセンティブを講じているわけですが、立地適正化計画に関する予算、金融上の支援措置は多岐にわたっています。居住誘導区域内に適用されるものとしては、公営住宅を除去、取り除いて居住誘導区域内に再建する場合には、除去費用を支援する。防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等、都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を推進するため、施行する土地区画整理事業等の支援、多様な主体の連携・協働により居住機能の集約化等と併せた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援などがあります。

都市機能を誘導区域内に適用されるものとしては、土地の合理的かつ健全な行動利用と都市機能の更新を図るため、土地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の

整備への支援、密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除去し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備への支援、市街地環境の整備改善、良好な市街地、住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化・高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業への支援などがあります。

コンパクトシティの形成に関連する支援策集は59ページもあり、じつに167ものメニューが用意されていますけれども、2つの誘導区域内に対してはこれらの予算、金融上の支援が適用されるけれども、そうでない地域、転居したりそうでない地域はそこから転居して建物を除去する場合にしか適用されないわけです。著しく不公平でないかと思います。

そこで伺います。この計画をつくることは義務ではありませんが、多様な支援策が準備されているようです。立地適正化計画をつくらない場合には、まちづくりにどのような支障が出るのでしょうか。

次に、グランドデザイン2050が想定するもう一つの危機、巨大災害への対応について伺います。

昨年2月、頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、町なかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図ることを目的として、都市再生特別措置法や都市計画法が改正されました。自然災害への対応としても、コンパクトシティ、市街地の縮小を進めなさいというものであります。災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進がその柱であります。府中町内にも災害ハザードエリア、急傾斜地崩壊危険区域や浸水想定区域などがあり、そこに住む人たちは移転するように促されるわけであります。

災害レッドゾーンにおける自己業務用施設、店舗や病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、工場等、この開発を原則禁止し、市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発許可を厳格化、厳しくする。居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発に対する勧告、公表、市町村による災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成するということでもあります。

災害レッドゾーンとは、災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を指します。これまでも分譲住宅、賃貸住宅の建設や貸しビル、貸しオフィス、貸店舗の建設が禁止をされてきました。今回の改正はそれに加えて、自社ビルや自社オフィス、自社店舗、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、工場、倉

庫など幅広く建設が禁止されています。

土砂災害警戒区域、浸水想定区域といった災害イエローゾーンについても総合的に判断し、適切でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきと、国交省は言っています。要するに、災害が起きそうな地域は捨てるということでもあります。新たな開発が禁止されるとともに、災害ハザードエリアからの移転が促進されることとなります。立地適正化計画に基づき、防災移転計画を市町村はつくらなければなりません。

防災移転とは、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、それぞれの地域で合意をつくり、地域丸ごとの集団移転を行うというものであります。災害ハザードエリアからの自宅、住宅または施設の移転に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続の代行等を行うこととされています。

具体的な計画、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について定めた、集団移転促進事業計画もつくる必要があります。この事業計画に基づき居住誘導区域へ集団移転する場合には、1、移転先の団地の用地取得、造成に関する費用。2、移転者の住宅建設、土地購入に対する補助に要する経費。3、住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する経費、移転促進区域内の土地の買収に要する経費、移転者の住居の移転費用、それぞれの4分の3が国庫補助金として支給され、地方財政措置と併せて94%が国費で賄われます。

財政的には手厚い措置がされていますけれども、問題は地域で合意をつくり、地域丸ごとの集団移転を行うことができるのかという点にあります。家族の年齢構成や所得、現役か年金生活かなど、住民の暮らしぶりは様々で、いろいろな事情がそれぞれある。地域丸ごとの合意は相当難しいのではないかと思います。

そしてもう一つの問題は、移転先であります。ハザードエリアに住む人たちが移転するまとまった土地は、狭い府中町にはありません。

そこで伺います。立地適正化計画において、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域には含まない、土砂災害警戒区域や浸水想定区域は原則として居住誘導区域に含まないこととされています。町内にも該当する区域があると思いますけれども、これらの区域に住む町民は一体どうなるのでしょうか。

以上3点、伺います。

○議長（益田芳子君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 建設部長です。

8番二見議員からの御質問。府中町のまちづくりと立地適正化計画について御答弁させていただきます。

議員御指摘の立地適正化計画は、平成26年7月に国が発表しました国土のグランドデザイン2050、対流促進型国土の形成の基本戦略の一つであるコンパクトな拠点とネットワークの構築の考えの下、同年8月に都市再生特別措置法の改正により市町村が策定することが可能となった計画でございます。

本計画は、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心して快適な生活環境を実現し、財政面において持続可能な都市経営を可能とするまちづくりを構築するため、医療、福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるなど、都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えの下、まちづくりを進めるとしたものでございます。

また府中町では、第4次総合計画の策定に合わせ、都市計画マスタープランを平成28年に改訂し、将来の都市構造として、町の特徴であるコンパクトな都市構造を将来にわたり維持し、都市機能の一層の集約化による魅力的な都市拠点の形成と、町内全域から都市拠点へのアクセスを支える公共交通ネットワークの再編・充実を図った集約型都市構造を目指すことをまちづくりの指針として示しております。

それでは1つ目の御質問、既にコンパクトな府中町に立地適正化計画はそぐわないと思うが、この計画をつくるメリットはどのような点にあるのかについて御答弁させていただきます。

本町においては、議員御指摘のとおり集約型都市構造への転換について、都市計画マスタープランにおいて方向性を示し、また関連して令和元年度には府中町地域公共交通網形成計画を策定し、公共交通ネットワークについても併せて取り組んでいるところでございます。

立地適正化計画を策定するメリットについてでございますが、立地適正化計画は都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられており、医療・福祉サービスや公共交通サービスの充実など、多分野を横断する都市全体のマスタープランとされて

おります。

また昨年9月に改正都市再生特別措置法が施行され、安全なまちづくりのため、立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策、安全確保策を定める防災指針を作成することとされました。

町といたしましては、長期的な時間軸で将来を見据え、さらなる既成市街地での住環境の向上や防災機能の強化を効率的に実施し、まちづくりに関連する施策、事業を適正にマネジメントとしていくために、本計画を策定することとしております。

続いて2点目の御質問。この計画をつくることは義務ではないが、多様な支援策が準備されている。つくらない場合にはまちづくりにどのような支障が出るのかについて御答弁させていただきます。

国は、議員御指摘のとおり立地適正化区域内、居住誘導区域内、都市機能誘導区域内でそれぞれ活用可能な支援策や補助率のかさ上げを展開しており、府中町においては向洋駅周辺土地区画整理事業に係る駅前エリアの再整備や、公共施設のバリアフリー化など、これらにおいて支援が活用できると考えております。また今後、防災指針に基づく宅地耐震化など、防災対策に係る支援メニューが展開されることも想定されます。よって本計画を策定しない場合は、まちづくり、防災に関する国の補助金が少なくなったり入らなくなり、町のまちづくり、行政運営にも影響が出てくると考えられます。

3つ目の御質問、この計画において土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は、居住誘導区域に含まない。土砂災害警戒区域や浸水想定区域は原則として居住誘導区域に含まないとされる。町内にも該当する区域があると思うが、これらの区域に住む住民はどうなるのかについて御答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、都市再生特別措置法第81条第19項の規定に基づき、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンや、急傾斜地崩壊対策危険区域、地すべり防止区域は、原則居住誘導区域に含まない予定です。このためこれに該当する区域については、立地適正化計画の策定時において、居住誘導区域から除外されることとなります。

しかしながら、府中町が立地適正化計画を策定する場合、町の既成市街地の大半が人口密集区域となっており、国の示す災害ハザードのある区域から居住誘導区域への移転は難しいと考えております。

そのため、長期的には既成市街地の災害危険区域について、災害対策工事などにより災害ハザードが解消した場合、居住誘導区域への編入が可能となるよう、また土砂災害警戒区域、イエローゾーンですが、浸水想定区域については、町の既成市街地の広範囲を占めており、また町の対策工事等により解消されるものではないため、居住誘導区域に含めた上で、防災指針等により総合的な安全対策を進めていく方向で、国・県と協議・調整を図りたいと考えております。

議員御指摘の、これらの区域に住む住民はどうなるのかについてですが、本計画は長期的な時間軸で、将来を見据えた計画となっております。短期的な誘導を促すものではないと考えております。

また、道路や水路などのインフラや上下水道など、ライフラインの維持を含めて町が行っているサービスは、行政の責務として行われます。

最後になりますが、立地適正化計画の策定については令和4年度から策定に取り組む予定でございますが、コンパクトシティ・プラス・ネットワークに合わせて防災についても強化するよう検討し、町の将来像をしっかりと見据えた安心・安全で便利なまちづくりを構築、そして継続していけるよう、計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 来年度から立地適正化計画の策定に取り組む予定で、この計画をつくらない場合、まちづくりや防災に関する補助金が得にくくなり、いろいろ支障を来すことになるという答弁でした。

当町にとって最も影響があるのは、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンや急傾斜地崩壊対策危険区域、地すべり防止区域、これらが原則、居住誘導区域に含まれないという問題であります。

ただいまの答弁で、町の既成市街地の大半が人口密集区域となっており、国の示す災害ハザードのある区域から居住誘導区域への移転は難しいという認識を示されました。そして既成市街地の災害危険区域について、災害対策工事などによって災害警戒区域から外せるようにし、居住誘導区域になるように努力をする。土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンですけれども、これや浸水想定区域については居住誘導区域

に含めた上で、防災指針等によって総合的な安全対策を進めていく、そういう方向で国・県と協議調整を図りたいということでもあります。大変重要な答弁で、大いに評価をしたいというふうに思います。

国交省は、土砂災害特別警戒区域などを居住誘導区域から外すことを徹底するよう、地方公共団体に対応を強く促すと、このように言っておりますので、ぜひ負けずに頑張ってくださいというふうに思います。

さて、立地適正化計画は人口減少や自然災害、中心市街地の衰退への対応を理由としていますが、実はそれ以外にも目的があります。

1つは平成の合併が失敗し、道州制が頓挫したことへの対応であります。1999年から市町村合併、いわゆる平成の合併が始まり、1999年3月に3,232あった市町村は、2010年3月には1,732まで減りました。地域づくり、まちづくり、住民サービスの維持向上、行財政の効率化を掲げて合併化を進めましたけれども、合併によってかえって地域は衰え、人口が激減した自治体も少なくありません。市町村合併を進めつつ、国は道州制の導入も計画しました。

しかし、全国町村長会から、強制合併につながる道州制に断固反対するという特別決議が出され、地方六団体も慎重な意見が強く、計画は頓挫いたしました。市町村合併の失敗、道州制への強い反対によって、その後の政府の文書から道州制への移行や合併を推進するという文言は消えています。

しかし決して諦めたわけではなく、迂回して進めようとしています。コンパクトシティ・プラス・ネットワークは、その布石であります。

グランドデザイン2050は、次のように述べています。複数の地方都市等がネットワークを活用して、一定規模の人口、例、生活の拠点となる人口10万人以上の都市から成る複数の都市圏が、高速交通ネットワーク等により総合に1時間圏内となることによって一体となって形成される、おおむね人口30万人以上の都市圏。これを確保し、行政機能のみならず民間企業や大学、病院等も含め、相互に各種高次都市機能を分担し、連携する高次地方都市圏連合を構築する。その際新たな都市圏を設定するに当たっては、都道府県の境、都道府県境を超えるなど、従来の行政エリアではなく交通圏、経済圏など、地域住民の実際の生活実態に即したエリアを想定していくことが重要である。このように、新たな圏域、都市圏づくりが立地適正化計画の狙いの一つにあるわけです。

昨年の3月議会で自治体戦略2040構想について質問した際、答弁の中で総務企画部長が、2019年11月に開かれた全国町村長大会の特別決議を紹介いたしました。

新たな圏域行政の推進は、連携やネットワークの名の下、都市部を中心とした行政の集約化、効率化につながるものが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいる。我々が納得できる十分な検証が行われぬまま、新たな圏域行政の法制度化が行われるならば、屋上屋を重ねるだけでなく、町村の自治権を大きく損なうものである。我々全国の町村はこのような圏域行政の推進に断固反対する。

圏域行政を進める方策の一つとしても、コンパクトシティ・プラス・ネットワークが考えられているわけであります。当面は現在の自治体の枠内でコンパクト化を進めながら、それを広域のネットワークで結び、さらには現在の市町村の枠を超えて、広域の都市圏でコンパクトシティ化を進める。どのような規模の都市圏を想定しているのかというと、おおむね人口30万人以上だと言っています。

道州制が提起されたときに、人口30万人の基礎自治体を全国で約300つ作るというようなことが言われました。この数と符号するわけです。ということは、衆議院の小選挙区と大体同じになるんです。

県内で最も広い小選挙区は、第6区であります。尾道市、三原市、府中市、三次市、庄原市、世羅町、神石高原町の6市2町。2020年の人口が約37万人で、2045年の社人研推計が約26万人です。面積は3,637平方キロメートルで、奈良県とほぼ同じ大きさ。大阪府や香川県の2倍の広さであります。

このような広さと規模で、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを進めるとどうなるのか。現在の6市2町が2つか3つの人口10万人の都市圏に集約され、それを高速道路で結んで、30万人の都市圏にするということであります。そこへ向けて、数段階にわたって居住誘導区域が狭められ、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性、現在の市や町が丸ごと人の住めない、人が住まない地区になる危険性が現実のものとなるわけであります。

中山間地から大都市に至るまで、居住区の集約化、コンパクト化を進めていくもう一つの要因は、持続可能な都市経営という名目で、公共投資、行政サービスの効率化、公共施設の維持管理の合理化を図ることであります。

国土交通白書には、除雪、雪を取り除くことですね、除雪や訪問介護等の公的サー

ビスの効率化や公共施設の再配置、集約化等により財政支出の抑制につながるという財政面での効果があると、はっきり書いています。道路の除雪もしなくていいし、遠いところまで訪問介護も行かなくていい、公共施設も減らすことができる。老朽化した上下水道の修繕、更新もしなくていい、道路の維持修繕もコンパクトになった町の中だけをすればいい。グランドデザイン2050の言う、選択と集中であります。

都市機能誘導区域、居住誘導区域を選択し、そこへ財政を集中する。現在であれば各自治体に選択は任されています。しかし現在の市町村の枠を超えた新たな圏域、都市圏を単位にして立地適正化が進められれば、当町にとって不本意な結論を押しつけられる可能性もあります。

そこで伺います。複数の市町村にまたがる広域的な立地適正化について、どのようにお考えでしょうか。

次です。2006年、コンパクトシティの考え方に基づいてまちづくり3法が改正され、2007年2月、青森市と富山市の中心市街地活性化基本計画が認定され、国の支援の下コンパクトシティ化が進められてきました。今回調べて初めて知ったんですけども、かつて富山県には婦中町、フチュウのフの字は婦人の婦なんですけれども、婦中町という自治体がありました。合併前の人口は3万6,148名、2004年ですね、面積68平方キロメートル。富山市などとの合併の是非を問う投票方式による婦中町の町民意向調査は、反対が賛成を上回りましたけれども、投票結果に表れた民意は尊重されず、2005年、富山市に合併をされました。

この婦中町には、富山県東部で最大級のショッピングモール、フューチャーシティ・ファボーレがあり、宅地の売行きは好調で、ほぼ全ての区画が売約済みだと記事にありました。旧婦中町の地区の今年3月の人口は4万1,327人で、人口も増えており、名前以外にも我が府中町とよく似ております。

しかし宅地が売れ、人口が増えているこの一帯、婦中町地域全てではないようですけれども、居住推進地区に、居住誘導区域に指定されていないんです。ここから2つのことが言えると思います。

1つは、自治体の思惑どおりには進まず、誘導区域には人はそれほど移住しないということであります。富山市は中心市街地に移転を誘導するまちなか居住推進事業を進めてきました。中核市であり、人口約42万人、16万世帯の富山市で、まちなか居住推進事業の実績は2005年7月から2018年3月、12年少々ですけれども、

合計1,074件、2,685戸に過ぎません。

もう一つ言えるのは、婦中町のように人口が増える地域でも居住誘導区域に指定されないことがあり、指定されなければ、答弁にもありましたように、様々な補助金、助成の対象になりません。大型ショッピングモールの撤退などがありますと、急速に町がさびれていく可能性もあるということでもあります。

広域の立地適正化計画には、そういう危険がつきまといます。都市機能誘導区域、居住誘導区域は優遇され、そこから外れた地域は様々な便益を受けられないという、誠に不公平な事態を引き起こすことになるでしょう。

そこで最後に伺います。立地適正化計画は、以上申し述べましたように、様々な問題があります。問題点をクリアして、住みよい府中町をつくることはできるのでしょうか。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（磯亀 智君） 都市整備課長でございます。

8番二見議員からの2回目の御質問、複数の市町村にまたがる広域的な立地適正化計画についてと、立地適正化計画に係る問題点をクリアして、住みやすい府中町をつくることはできるのでしょうかについて御答弁いたします。

まず、複数の市町村による立地適正化計画の作成についてです。

立地適正化計画は、住民に最も身近であり、まちづくりの中核的な担い手である市町村が作成するものとなっております。また議員御指摘のとおり、複数の市町村で広域都市計画区域が構成されている場合や、広域生活圏、経済圏が形成されている場合などは、当該複数の市町村が協働・連携して計画を作成することが望ましいと、国はその方針を示しております。

広島県が今年3月に策定いたしました、広島県内の都市計画全体のマスタープランとなる広島県の都市計画区域マスタープランでは、広島県内22の都市計画区域について、都市計画区域を超えて強い結びつきがある一体的な地域として、広島圏域、備後圏域、備北圏域の3圏域を設定しており、府中町は広島圏域の中にある広島圏都市計画区域に含まれます。

なお、この広島圏都市計画区域の圏につきましては、都道府県の県ではなく都市圏

とかに使われる圏で、限られた区域、囲まれた区域を意味しています。

この広島圏都市計画区域は、広島市、呉市、大竹市、廿日市市の各市の一部と、安芸郡4町で構成されております。

都市計画の観点から考えますと、複数市町による計画策定につきましては、この広島圏都市計画区域、または広島圏域での作成が望ましいと思っておりますが、既に広島市を含む8市町は本計画を策定していることのほか、現在策定中の市町、また作成意向を持たない市町があり、現段階では短期間で各自治体の主体性を取り入れ、一つの計画を作成することは難しいと思われれます。

しかしながら、今後全国的な人口減少化、高齢化が一層進んでいく社会での都市づくりにおいては、広域的な立地適正化の取組は重要だと考えております。町といたしましては、その第一としまして、本町のまちづくりの方向性を示す立地適正化について検討してまいりたいと思っております。

次に、立地適正化計画の問題点をクリアして、住みやすい府中町をつくることはできるのでしょうかという御質問について答弁いたします。

本町の最上位計画である、またまちづくりの指針である第4次総合計画に示す、誰もが住んでよかった、住んでみたいと思われる、また感じられるまちづくりを目指し、これまで継続して集約型都市の形成と、令和元年11月に策定いたしました府中町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通ネットワークの構築について取り組んでまいりました。

立地適正化計画の策定につきましては、既にコンパクトシティを形成しています本町では課題もございますが、国・県としっかり協議調整していき、議員御指摘のとおり、将来も継続して住みやすい府中町をつくるためにも、総合計画と、今年3月に策定いたしました府中町国土強靱化地域計画を軸として、立地適正化計画によりまちづくりに資する施策や事業をしっかりマネジメントしていき、町の特色である商・工・住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげる人と町をしっかり構築してまいりたいと考えております。

私からの2回目の答弁は以上でございます。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番二見です。

誰もが住んでよかった、住んでみたい、住み続けたいと思うまちづくりをしていくためには、府中町の実態や特徴を踏まえたものでなければならないと思います。災害に強いまちづくりのための森林整備や河川改修、密集市街地と狭隘道路の解消、公園や緑地、水辺の整備によるゆとりと潤いのある空間、自分たちの町や暮らしのよさに気づき、愛着や誇りを持てるような景観。これまでも一般質問でその一部を取り上げてまいりましたが、この取組が、このような取組が府中町に求められていると思います。

国のつくった計画に当てはめて、その範囲内でやるというのでは、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたい府中町になかなかたどり着くことはできません。町の現実から出発し、町として検討し、町の判断で必要な予算が確保できるようにすることが大切です。そのためには地方財政の抜本的な充実がなければなりません。

財政の裏づけのある、名実ともに地方自治が実現するよう、私自身も努力をしたいと思いますし、町に対してもさらなる努力を求め、質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、府中町のまちづくりと立地適正化計画について、8番二見議員の質問を終わります。

以上で建設関係の質問を終わります。

よって日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に参ります。

日程第3、第35号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第35号議案、令和3年6月29日提出。

令和3年度府中町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度府中町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予選の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億4,425万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

第35号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算（第3号）について、補足して説明します。

それでは第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明します。5ページをお願いします。

歳入です。款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、歳出、民生費に補正計上しています福祉事務所（生活困窮者自立相談支援）事業及び職員給与費事業（社会福祉総務費）の特定財源で、806万4,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金は、歳出、教育費に補正計上しています学校ICT環境整備事業の特定財源で、214万円の増額補正です。補助率は10分の10です。

目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、181万5,000円の増額補正です。感染症の拡大防止等に資する事業を対象とする交付金で、歳出、教育費に補正計上しています放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業に充当します。

6ページから歳出です。款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、職員給与費事業（社会福祉総務費）は、63万6,000円の増額補正です。次の、福祉事務所（生活困窮者自立相談支援）事業に係る職員の時間外勤務手当等を計上しています。

続いて福祉事務所（生活困窮者自立相談支援）事業は、742万8,000円の増額補正です。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活に困窮する世帯に対し就労による自立を図るため、または就労が困難な場合は生活保護受給につながるまでの間の支援をするため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

を支給するものです。

支給対象者は8月までに社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付が終了している世帯で、収入や預貯金額が一定以下の世帯のうち、求職活動を行っている、または生活保護を申請している世帯です。支給額は月額で単身者世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円で、支給期間は最長で3か月間となります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金738万円のほか、事業に必要な事務費を合わせて計上しています。特定財源として、さきの職員給与費事業（社会福祉総務費）と合わせて、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が全額充当されます。

7ページです。

款 教育費、項 教育総務費、目 事務局費、学校ICT環境整備事業は214万円の増額補正です。ICTの活用を念頭に、児童生徒の家庭における学習を推進するため、就学援助対象世帯のうちインターネット通信環境がない世帯にWi-Fiルーターを貸与することとし、貸与用ルーターの購入経費を計上しています。特定財源として、公立学校情報機器整備費補助金が全額充当されます。

項 社会教育費、目 社会教育総務費、放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業は、181万5,000円の増額補正です。

府中北小学校の放課後児童クラブのうち、1・2年生が利用する第1児童クラブにおいて、エアコンの機能低下が進み、定期的な換気をしながら適正な温度管理ができない状態となっています。よって既に学校校舎内にある第2児童クラブの隣の教室である旧図工室に移転し、環境整備を図るとともに、活動する部屋の面積を増加させるものです。教室の床修繕及びエアコン整備の経費を計上しています。

移転による活動する部屋の面積増により、密集の防止となることから、感染症防止対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当します。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。まず6ページについて、質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 6ページの生活困窮者への自立支援金なんですけど、予算計上額は全体では738万円ということなんですけど、その内訳ですよね。先ほど説明

がありました単身者、2人世帯、3人世帯ということで6万、8万、10万円というのは分かりますけど、件数はどの程度、どういうふうに見込んでいるというか、どの程度見込んでこの予算額になっているのか、それぞれの件数を教えてください。

○議長（益田芳子君） 福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（長西弘子君） 福祉課長兼職次長です。

ただいまの寺尾議員の御質問にお答えします。

積算の件数ですけれども、単身世帯が8世帯、2人世帯が11世帯、3人世帯が11世帯、合計30世帯を見込んでおります。

以上です。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、7ページで質疑ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番狩野です。

学校ICT環境整備事業のところなんですけど、ここで消耗品費のところ、各家庭のネット環境が整備されてない方に対してWi-Fiルーターを購入して貸与されるって言われたと思うんですけど、結局家でネットを使おうとしたら、当然毎月契約料ですかね、そういうのが必要になってくると思うんですよ。多分これはWi-Fiルーターの機械を貸与するという話だと思うんですけど、その辺ってというのはどう、家庭に対してのそういう月々の契約料ですか、その辺の補助とかそういうのはないですか。その辺を教えてください。

○議長（益田芳子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

府中町が購入したSIM対応のWi-Fiルーターを、保護者が利用状況に合ったSIMカードを購入していただいてルーターに装着するということで、インターネットが接続できるというものですので、保護者においてはそこの契約、インターネットの契約をしていただくという形になります。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番狩野です。

すみません、ちょっと今理解できなかつたんですけど、結局毎月そのルーターを貸与した家庭っていうのは、お金は発生しないんですか。その辺ちょっと私、理解できなかったの、もう少し詳しく教えてください。

○議長（益田芳子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

通信費については保護者負担になります。数百円から数千円程度になるかと思えます。

○議長（益田芳子君） ほかにございますか。

1 1 番寺尾議員。

○1 1 番（寺尾光司君） 留守家庭の事業のほうで、ちょっと説明で、北小の今の施設ではエアコンが不調なので教室のほうに移転するというふうに理解したんですが、現在の古いというか、留守家庭の建物自体はもう使用を取りやめるとのことなんですかね。ちょっとその辺、どういう状況になるのかというのを教えてください。

○議長（益田芳子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

寺尾議員の御質問にお答えさせていただきます。

このたびは、今あります第1児童クラブについては、建物自体はそのままの状態にしまして、放課後児童クラブの活動する場をまず移転すると、教室のほうへ移転することになります。その後、今の残っております児童クラブの建物では、学校と協議をしながら、図工室にある資材等を置く場所とかそういった形で、安全に管理していただきながら、そのままの建物を利用していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（益田芳子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

5 ページの歳入について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第4、議員提出第1号議案、府中町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題に供します。

本案につきましては提出者が全員でございます。よって提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第5、議員提出第2号議案、地方財政の充実・強化に関する意見書を議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。よって提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） 6月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る25日から本日まで5日間の日程でございました。報告9件、追加議案を含めまして議案11件を提起させていただきまして、皆様方の熱心な御審議をいただきまして全てお認めいただきました。また、14件の一般質問では貴重な御意見、御要望、提言も頂いたところでありまして、これらの意見等を念頭に緊張感を持って町行政の執行に当たりたいと思います。

緊張感といえ、今日1年を超えるコロナ禍にあつて、コロナ感染拡大の防止の取組、そしてその決め手となるであろうワクチン接種を現在進めておるところであります。

他方、こうした時期に集中豪雨などの自然災害がなければよいがなというふうに思っていますが、あつた場合にもしっかりと行政としてのやるべき対応をしてまいりたいというふうに思っております。

極めて困難な状況ではございますが、みんなの力を合わせまして町政発展のために頑張りたいというふうに思います。

皆様におかれましても、どうか健康に御留意いただきまして御活躍されますことを祈念いたしまして、定例会閉会に当たりまして御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（益田芳子君） これをもちまして、令和3年、第3回府中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前11時52分）